

◎新潟県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 1 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

柏崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 柏崎都市計画下水道事業

(2) 名称 柏崎市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年 3 月12日から平成33年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

柏崎市安政町、柳橋町、西本町三丁目、大久保一丁目、新橋地内

(2) 使用の部分

柏崎市駅前一丁目、新橋、西本町二丁目及び三丁目、日石町、鏡町、錦町、諏訪町、新花町、桜木町、比角二丁目、春日一丁目、二丁目及び三丁目、柳橋町、幸町、宝町、豊町、扇町、四谷三丁目、長浜町、松美一丁目及び二丁目、北斗町、東港町、西港町、学校町、栄町、北園町、安政町、藤元町、柳田町、関町、宮場町、元城町、城東一丁目及び二丁目、若葉町、大久保一丁目、松波一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、中浜一丁目及び二丁目、常盤台、東の輪町、番神一丁目及び二丁目、三島町、米山台一丁目及び三丁目、赤坂町、寿町、緑町、剣野町、穂波町、東長浜町、三和町、半田一丁目及び二丁目、岩上、田中、田塚一丁目、二丁目及び三丁目、茨目三丁目、大字横山、希望が丘、長峰町、ゆりが丘地内